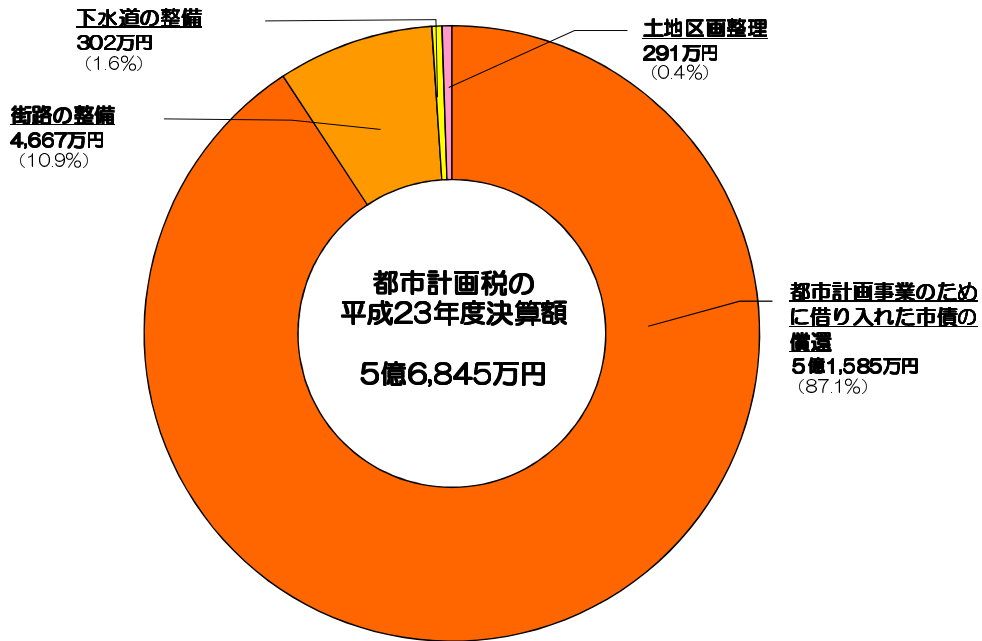


目的税の使途の状況

- ◎ 市税にはその使途が定められていない普通税と、定められている目的税があります。
加賀市の目的税は、都市計画税と入湯税の2つです。
平成 23 年度の都市計画税と入湯税の使途の状況は、次のとおりです。

(1) 都市計画税の使途

都市計画税は地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地
区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てています。平成 23 年度の加賀市の
都市計画税の使途の状況は次のとおりです。



(2) 入湯税の使途

入湯税は地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設そ
の他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充て
ています。平成 23 年度の加賀市の入湯税の使途の状況は次のとおりです。

